

笛吹市国民健康保険通信

みんなの国保を守るために

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。医療費と健康について、一緒に考えていきましょう。

■問合せ先 国民健康保険課 ☎055(262)4111

国民健康保険の手続きはお済みですか？

国民健康保険への加入手続や脱退手続、変更等の手続きは、本人からの届け出が必要となります。届け出は、必ず14日以内に行ってください。

国保に加入するとき

- ほかの市町村から転入したとき
(職場の健康保険に加入していない場合)
- 職場の健康保険などをやめたとき
(退職日の翌日以降)
- ※職場では手続きを行ってくれませんので、必ずご自身で手続きを行ってください。
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき



届け出が遅れると...

- ・国保税は、届け出をした日からではなく、資格を得た月からさかのぼって支払うこととなります。
- ・保険証がない期間の医療費の支払いが、全額自己負担になることがあります。

国保をやめるとき

- ほかの市町村へ転出したとき
- 職場の健康保険などへ加入したとき
- ※職場では手続きを行ってくれませんので、必ずご自身で手続きを行ってください。
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき

届け出が遅れると...

- ・ほかの健康保険などに加入すると、保険税(料)が二重に請求されることがあります。
- ・資格のない保険証で診療を受け

ると、国保が負担した医療費を返還していただくこととなります。

市内で引越しをしたときなど
転居したり、世帯に変更があったりしたときも届け出が必要になります。

平成25年度の国保納税通知書は7月中旬に送付します

平成25年度国保税の普通徴収納税通知書は、7月中旬の発送予定です。納期は、7月末から翌年2月末までの毎月納付です。1年分の国保税を8回に分けて納めます。

▼普通徴収納期限

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
H25.7.31	H25.9.2	H25.9.30	H25.10.31	H25.12.2	H25.12.27	H26.1.31	H26.2.28

※第6期の口座引き落としは12月25日
特別徴収対象者は、納期に関係なく年金支給からの天引きとなります。

相談

特設人権相談所

甲府地方方法務局は、人権問題について住民の皆さんの相談に応じ、人権侵犯事件の被害者の救済を図ります。また、人権尊重思想や人権擁護制度を普及します。

- ▼日時 5月31日(金)
午前10時30分～午後3時
- ▼場所 アピタ石和店(石和町窪中島154)
- ※予約不要、秘密は守ります。

多重債務者のための無料相談会

- ▼日時 5月15日(水)
午後1時30分～3時
- ▼場所 スコレーパリオ
- ▼相談時間 1人 30分以内
- ▼相談員 網倉義久氏(司法書士)
- ※借入先や借入金額、収入等が分かる資料をお持ちください。
- ※予約不要、秘密は守ります。

■問合せ先
市民活動支援課 市民生活担当
☎055(262)4111